

令和3年度

JA信州諏訪

農業振興サポート事業 実施方法書

～次代へつなぐ安心で豊かな地域ブランドづくり～

品目	事業名(プラン名)	方針内容及び助成内容	事業費	補助金(予算)
野菜・花 果樹・直売	農作物全般に係わる 作柄安定・品質向上 対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●夏場高温時の品質維持対策、遮光資材の導入の取組 早期播種・定植による生産拡大の取組 ハウス周りへの害虫侵入防止資材導入の取組 ●ふわふわ カルクール クールホワイト ダイオネット ダイオラッセル ダイオミラー ホットンカバー ハイマット サニーコート ベタロン パスライト パオパオ アピール サンサンネット LSスクリーン すつきりネット他 【補助率】25%以内 	27,440	6,790
野菜・花 直売		<ul style="list-style-type: none"> ●低温期の品質向上、安定出荷の取組 ●組合が認めた加温機(本体のみ) 【補助率】25%以内(補助金上限戸当たり25万円) 	7,500	1,875
野菜・花		<ul style="list-style-type: none"> ●夏場高温時の品質維持対策、灌水ポンプの導入の取組 ●組合が認めた灌水ポンプ 【補助率】25%以内(補助金上限戸当たり5万円) 	3,000	750
		<ul style="list-style-type: none"> ●夏場高温時の品質維持対策及び冬場の燃料コスト削減 ●循環扇 【補助率】25%以内 	1,000	250
		<ul style="list-style-type: none"> ●安定生産、品質維持対策のための土づくり ●組合が認めた有機質堆肥の導入 【補助率】25%以内(原村堆肥・すわこ堆肥 トン単位購入) 	6,000	1,500
花		<ul style="list-style-type: none"> ●産地の継続のための施設更新 ●硬質フィルムの張替え 【補助率】25%以内(補助金戸当たり上限100万円) 	7,500	1,875
果樹	<ul style="list-style-type: none"> ●電照施設導入による品質・作柄安定 ●組合が認めたLED電照設備 【補助率】25%以内 	1,000	250	
野菜・花	重点品目の 生産拡大に 向けた 地域農業 振興計画に 必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に左右されないりんごの生産拡大・品質向上 ●防風ネット(支柱は不可) 【補助率】25%以内 	4,000	1,000
野菜		<ul style="list-style-type: none"> ●収穫台車の導入による労力軽減と規模拡大 ●組合が認めた収穫台車 【補助率】25%以内 	2,800	700
野菜・花 果樹・直売	農産物等 安全安心に 係わる事業	<ul style="list-style-type: none"> ●伸縮代替畦畔ノズルによる労力軽減と規模拡大 ●組合が認めた散布ノズル 【補助率】25%以内 	1,000	250
直売		<ul style="list-style-type: none"> ●除草剤専用防除機の導入による事故防止 ●背負動噴(エンジン式またはバッテリー式) 【補助率】25%以内 	3,500	875
直売	直売所 品目拡大 事業	<ul style="list-style-type: none"> ●需要がある品目の作付拡大と高品質生産の取組 ●トマト・きゅうり用雨よけハウス 骨材及び被覆材のみ 【補助率】25%以内 (サイド換気材までの部材、被覆材) 	1,300	325
野菜・直売		<ul style="list-style-type: none"> ●需要がある品目の作付拡大と高品質生産の取組 ●組合が認めた播種機 【補助率】25%以内 	1,000	250
野菜・花 果樹・直売 畜産	新規就農者・ 意欲ある 担い手への 恒常的 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●里親研修に係る里親への支援 ●受入れ研修生1名につき120,000円/年 【補助率】定額 	360	360
		<ul style="list-style-type: none"> ●地域の中心となる農業者への助成 ●新規で認定された認定農業者へ10,000円 【補助率】定額 	100	100
畜産	畜産・酪農 振興に 係わる事業	<ul style="list-style-type: none"> ●酪農経営基盤強化対策 ホルスタインの導入により安定的な搾乳量の確保と搾乳量増加の取組 ●導入牛の購入費補助 【補助率】10%以内(補助額上限戸当り40万円) 	10,000	1,000
		<ul style="list-style-type: none"> ●素牛、仔豚導入推進対策 良資質な素牛、子豚導入確保による農家手取り確保の取組 ●素牛、子豚導入に対し、導入費補助 【補助率】10%以内(補助額上限戸当り40万円) 	5,000	500
		<ul style="list-style-type: none"> ●優良繁殖雌牛・種豚確保対策 計画的に優良繁殖雌牛・仔種豚を導入することで良資質素牛・豚を生産し繁殖農家販売金額向上への取組 ●繁殖雌牛、種豚一頭の導入に対し導入費補助 【補助率】10%以内(補助額上限戸当り40万円) 	3,500	350
		<ul style="list-style-type: none"> ●規模拡大施設対策 畜産酪農の規模拡大、乳質改善などのために行った畜舎新築、バルク、ミルクカーなどの搾乳施設整備の取組 ●畜舎新設、バルク、ミルクカーの整備、糞尿処理機材にかかった費用のうち組合が認めた費用の補助 【補助率】20%以内(補助額上限戸当たり100万円) 	10,000	2,000
合 計			96,000	21,000

※1 導入資金の必要な受益者(生産者)については、金融部・融資課とタイアップし事業推進を図ります。

※2 がんばる農家応援事業、融資で後押しがんばる農家応援事業Ⅱ等との重複は助成対象としない。

※3 事業費・助成金額は税込とする。

(単位:千円)

お問合せ先 営農部 営農企画課 TEL.0266-71-2700 へ

JA信州諏訪 農業振興サポート事業 実施要領

農業生産基盤の強化による産地の維持と生産販売額の確保・維持を実現するため、組合員が行った重点品目の生産拡大や農作物全般の品質向上などに向けたさまざまな取組みに対して助成金を交付する「農業振興サポート事業」を2019年度から2021年度の3カ年計画で取組みます。

目的 第1条

この要領は、3カ年計画(2019-2021) 農業生産基盤の強化による産地の維持と生産販売額の確保・維持を実現するために行う、農業振興サポート事業実施に必要な事項を定める。

対象 事業 第2条

対象とする事業は、農業振興・安定生産・生産拡大に関する次の事業とする。

- 1 重点品目の生産拡大に向けた地域農業振興計画に必要な事業
- 2 農作物全般に係わる作柄安定・品質向上対策事業
- 3 新規就農者・意欲ある担い手への恒常的支援事業
- 4 農産物等安全安心に係わる事業
- 5 畜産・酪農振興に係わる事業
- 6 直売所品目拡大事業
- 7 その他、支援が必要とする組合長の認めた事業

事業 対象者 第3条

補助対象者は、以下の者とする。

- 1 正組合員で、事前に組合の承認を受けた者。
- 2 前条に定める対象事業を十分活用できる者。

助成 内容 第4条

助成内容は、別に定める事業実施方法書による。

- ②がんばる農家応援事業、融資で後押しがんばる農家応援事業Ⅱ及びJA共済助成事業等との事業の重複は助成対象としない。

適用 条件 第5条

支援対象となる事業は、2019年度から2021年度の3カ年に実施する第2条に定める対象事業とする。

- ②適用条件は前項の対象事業で、事前に組合の承認を受け、その年度の11月末日までに事業実施申請書が提出され、12月末日迄にその代金支払いが完了された施設・資材等とする。

助成 方法 第6条

助成金は、申請された事業の実施を確認後に支払いする。但し、予算額に応じた配分とする。

推進 体制 第7条

推進体制は以下とする。

- 1 推進本部を営農部に設置する。
- 2 地区推進センターを各営農センター・畜産課・農機センターに設置する。

財源 第8条

助成金は、営農指導直接費より支出する。

- ②JA信州諏訪農業開発積立金、JA長野県農業開発基金等を財源とする。

改廃 第9条

この要領の改廃は、理事会において行なう。

附則

- 1 この要領は、平成31年4月26日より施行する。
- 2 この要領は、事業終了をもって廃止する。

★ 導入資金の必要な受益者(生産者)については、金融部融資課とタイアップして事業推進を図ります。
★ 本事業の相談窓口は、営農企画課、生産資材課、各営農センター、畜産課、各農機センターです。
詳細や不明な点は、各営農センターへお問合せください。